

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
欠席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也

## 進行要領

発言者	内 容
<p>事務局長</p>	<p>1. 開催日時 令和元年5月20日(月) 午前9時00分から午前9時24分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(14人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(1人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 8 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員 (4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 溝口雅也である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和元年5月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は15名中14名で、定足数に達しておりますので、只今より5月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、  議席番号 3番 加藤 さゆみ 委員  議席番号 4番 伊藤 里海 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第5号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第6号</td> <td>農地法第4条の規定による許可申請</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第7号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>決定第2号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td> <td>25件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 現況証明願</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</td> <td>8件</td> </tr> </table> <p>それでは、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請5件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>	議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請	5件	議案第6号	農地法第4条の規定による許可申請	2件	議案第7号	農地法第5条の規定による許可申請	9件	決定第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	25件	専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	4件		2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	2件		3. 現況証明願	2件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	8件
議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請	5件																							
議案第6号	農地法第4条の規定による許可申請	2件																							
議案第7号	農地法第5条の規定による許可申請	9件																							
決定第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	25件																							
専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	4件																							
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	2件																							
	3. 現況証明願	2件																							
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	8件																							
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から5番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、5件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>																								
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第5号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>																								

<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 5 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、申請地にて二世帯住宅を建築し、息子家族と住んでいます。建築当初より、申請地を家族用の駐車場として利用しておりましたが、駐車場の一部が農地であることが分かり、深く反省しております。今般の申請にて、申請地を自家用駐車場として利用する計画です。</p> <p>(2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地に居住しております。これまで自宅への出入りは接道がないため、農地の一部を使用しておりましたが、自宅への通路は狭く、駐車できるスペースも限られ、そのうえ、農業用の機械も出入りするため、大変不便をしております。本来ならば、農地法の手続きを行ったうえで使用するべきでしたが法律を十分理解していなかったことを深く反省しております。今般の申請にて、道路に面した農地を駐車場及び進入路として利用することをお認め願います。</p> <p>以上、2 件につきましては、農地法第 4 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 6 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>会長</p>	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請9件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅に住んでいます。申請地に隣接する既存宅地に分家住宅を建築するにあたり、接道がないため、今般の申請にて、住宅を建築するために必要な進入路として利用する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、昭和44年に豊橋市内に会社を設立し、住宅の設計、製造、分譲住宅の販売を行っています。このたび愛西市内の社宅跡地を戸建て分譲する計画が持ち上がりましたが、開発計画区域に接続する道路が6mに満たないため、6m以上に広げる必要があります。今般の申請にて、住宅開発に必要な6mの道路敷を確保する計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地に祖父母や両親、弟と、私たち夫婦の7人で暮らしています。今後、子どもを授かると、家財道具も増え、私たち家族が生活するスペースが大変手狭な状態となるので、近くに自己用住宅を建築したいと考えました。農地以外の住宅用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、父が所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成2年に半田市内に会社を設立し、建築工事や建築資材の販売を行っています。近年、この地域の住宅建築を数多く取り扱っている関係で資材置場の候補地を農地以外で探しましたが見つからず、以前に自宅敷地を分譲していただいた方に相談したところ、承諾していただくことができました。今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置場として利用する計画です。</p> <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成26年から申請地の隣接地にて喫茶店を営んでいます。開店当初は、ご近所から自転車や徒歩での利用を見込んでいたため、店舗用の駐車場は無く、そのため、お客様が路上駐車されるなど、近隣に迷惑を掛けている状況です。また、お客様から駐車場を求める声が多くなるとともに、家庭でも子どもが成長し、駐車場が必要となったため、喫茶店に近い場所で、農地以外の駐車場用地を探しましたが見つからず、喫茶店と自宅敷地に隣接する農地を譲っていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、店舗及び家族の駐車場として利用する計画です。</p>

事務局

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では154枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い地表面につきましては整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦で暮らしています。実家には両親が住んでおりますが、母が病気がちのため、妻が頻繁に実家に通うようになり、今の住まいでは何かと不便なため、夫婦で話し合った結果、このまま、賃貸住宅に住むよりも、慣れ親しんだ実家の近くに住宅を建築し、両親の世話をしたいという思いが強くなりました。私たちは土地を所有していないため、農地以外の住宅用地を探しましたが土地を確保することはできませんでした。住宅建築を、あきらめかけていたところ、父が所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。今般の申請にて、父が所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では256枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い地表面につきましては整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、傾斜をつけて既設水路に排水し、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。

(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では250枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い地表面につきましては砂利敷とし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、柵板を設置し、雨水が流れ込まないようにする計画です。

以上、9件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第 7号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)  
宜しいでしょうか。

それでは議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請 9件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<p>会長</p>	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1 番から 25 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>決定第 2 号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号 1 番から 25 番、全体筆数 40 筆、面積は 41,400 m<sup>2</sup>でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受入人となって利用権設定された筆数は 20 筆、20,700 m<sup>2</sup>でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受入人は 8 名の方々に、合計 20 筆、面積は 20,700 m<sup>2</sup>でございます。内容につきましては、作物は水稻、れんこんでございます。公告年月日は 2019 年 5 月 31 日、契約開始年月日は 2019 年 6 月 1 日でございます。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 2 号 について <u>簡略した内容ではございますが、説明させていただきました</u>、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3 件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 1 番から 4 番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、4 件の届出を受理いたしました。</p>

<p>会長</p>	<p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、2件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から8番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、8件の合意解約の通知を受付いたしました。報告は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p><u>これをもちまして、5月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</u></p> <p>(終了 午前 9時24分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和元年5月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 3番委員 加 藤 さゆみ

議事録署名者

議席番号 4番委員 伊 藤 里 海